7月定例教育委員会会議

(議 案)

報告第15号

美祢市生涯学習のまちづくり推進協議会委員の委嘱及び解嘱について

美祢市生涯学習のまちづくり推進協議会委員の委嘱及び解嘱について、美祢市教育長に対する事務委任規則(平成20年美祢市教育委員会規則第5号)第4条第1項の規定により、下記のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年7月25日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

- 1 臨時代理年月日 令和5年7月3日
- 2 委員の任期 委嘱日から令和6年3月31日まで
- 3 委員の氏名

区分	氏 名	所 属	委嘱・解嘱日	備考
委嘱	小田 基恵	美祢ライオンズクラブ	令和5年7月4日	新任
委嘱	今田 千恵美	美祢ロータリークラブ	令和5年7月4日	新任
解嘱	野村宏之	美祢ライオンズクラブ	令和5年7月3日	
解嘱	山口 貴嗣	美祢ロータリークラブ	令和5年7月3日	

美祢市魅力ある学校づくり検討委員会設置要綱の制定について

美祢市魅力ある学校づくり検討委員会設置要綱を次のとおり制定するものとする。

令和5年7月25日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

美祢市魅力ある学校づくり検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 急速な少子化が進む美祢市において、美祢市の将来を見据え、学校教育環境の充実、 学校教育の質の維持及び向上等の課題を検討し、児童生徒や教師にとって楽しい魅力ある 学校をつくるために、美祢市魅力ある学校づくり検討委員会(以下「検討委員会」という。) を設置する。

(提言事項)

第2条 検討委員会は、児童生徒数の将来推計、学校規模の現状、地域の特性等を踏まえ、 教育環境及び学校運営面から検討を行い、美祢市の将来を見据え、子どもたちや教師、地 域、保護者にとって魅力ある学校づくりの基本的考え方を取りまとめ、提言するものとす る。

(組織)

- 第3条 検討委員会は、次に掲げる委員18人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから美祢市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が任 命又は委嘱する。
 - (1) 学識経験者(教育に識見を有する者)
 - (2) 学校関係者(校長会役員等)
 - (3) 保護者の代表者 (PTA役員等)
 - (4) 幼稚園の代表者
 - (5) 保育園の代表者
 - (6) 未就学児保護者の代表者
 - (7) 公募による市民
 - (8) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が特に必要と認める者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、委嘱を受けた日から教育委員会に対して第2条の提言を行う日までとする。
- 2 委員の交代の必要が生じた場合は、委員を補充することができる。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 2 委員長は検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。
- 2 検討委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め説明または意 見を聴取することができる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、作業部会又は専門部会を置くことができる。 (守秘義務)
- 第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。ただし、検討 委員会の運営について必要な事項は、委員長が会議に諮って定めるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行し、第4条の規定に基づき提言を行った日限り、その効力を失う。
- 2 この告示の施行の日以降、最初に開かれる会議は第6条第1項の規定に関わらず、教育 長が招集する。

議案第44号

美祢市教育委員会表彰候補者について

下記の者を美祢市教育委員会表彰規程(平成20年美祢市教育委員会訓令第2号)第2条の規定により表彰したいので、教育委員会の承認を求める。

令和5年7月25日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

氏 名	住所	功 績
佐藤裕志	美祢市大嶺町北分	平成5年度から県民スポーツ総参加推進委員を務め、平成14年からは美祢市スポーツ推進委員として20年以上にわたり市及び地域の生涯スポーツの振興に尽力され、その功績は誠に顕著である。 【第2条第4号】
中原 和昭	美祢市於福町下	平成20年度から令和4年までの7期14年間社会教育委員として務められ、任期中に美祢市社会教育委員会議の議長、山口県社会教育連絡協議会幹事を務められ、社会教育の振興に尽力され、その功績は誠に顕著である。 【第2条第4号】
惠本益江	美袮市於福町下	平成 12 年から美祢市スポーツ推進委員を務め、20 年以上にわたり市及び地域の生涯スポーツの振興に尽力され、現在は市スポーツ推進委員協議会副会長、県スポーツ推進委員協議会女性委員長としてリーダーシップを発揮され、その功績は誠に顕著である。 【第2条第4号】

らくだ のぎt1		
まくだ のぶよし 福田 信義	美祢市豊田前町麻生	美祢市スポーツ推進委員として、20 年以
	上	上にわたり、市及び地域の生涯スポーツの振
		興に努め、各種事業の企画・運営に積極的に
		取り組まれ、その功績は誠に顕著である。
		【第2条第4号】
s くだ たかひろ 福田 隆宏	美祢市美東町大田	平成 13 年から美祢市スポーツ推進委員と
		して 20 年以上にわたり務められ、市及び地
		域の生涯スポーツの振興に尽力され、現在は
		市スポーツ推進委員協議会副会長を務め、リ
		ーダーシップを発揮され、その功績は誠に顕
		著である。
		【第2条第4号】
美東町文化協会	美祢市美東町	昭和48年から50年の永きにわたり地方文
会長 池田 善文		化研究を推進し、その発展を図るとともに文
		化財愛護思想の普及に努められ、研究発表会
		や現地研究会、講演会の開催、機関誌『温故
		 知新』刊行などの功績は誠に顕著である。
		【第2条第4号】
^{すえなが} かつ み 末永 活己	美祢市秋芳町秋吉	美祢市スポーツ推進委員として、20 年以
		上にわたり、市及び地域の生涯スポーツの振
		 興に尽力され、現在は市スポーツ推進委員協
		 議会会長を務め、他のスポーツ推進委員から
		 の人望も厚く、その功績は誠に顕著である。
		【第2条第4号】
秋芳町地方文化研究	美祢市秋芳町	昭和39年から60年の永きにわたり地方文
会	\(\sigma \sig	化研究を推進し、その発展を図られ、研究発
会長 藏本 隆博		表会や現地研究会、講演会の開催、機関誌『秋
		芳町地方文化研究』刊行などの功績は誠に顕
		著である。
		有くめる。 【第 2 条第 4 号】
		【粉4米粉4カ】

議案第45号

美祢市教育委員会事務点検及び評価委員の委嘱について

下記の者を美祢市教育委員会事務点検及び評価委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和5年7月25日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

- 1 委員の任期 委嘱日から令和7年3月31日まで
- 2 委員の氏名

氏 名	所 属	備考
池田 善文	前長登銅山文化交流館長	
都野 咲子	元於福小学校長	新任
田辺 剛	元市職員	新任

議案第46号

令和5年度美祢市教育委員会事務局職員人事異動について

令和5年度美祢市教育委員会事務局職員の人事異動を下記のとおりとすることについて、 教育委員会の承認を求める。

令和5年7月25日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

1 令和5年度美祢市教育委員会事務局職員人事異動(令和5年8月1日付、別添のとおり)